

## 公設地方卸売市場の廃止に係る経過報告について

### 1 市場廃止に係る場内事業者協議の経過

- R 2. 9. 17 加古川市場存続協議会(場内13事業者加入)から市長に、令和7年3月末まで期限延長等の嘆願書が提出された。
- R 2. 11. 10 場内事業者の移転先選定の状況及び嘆願書(R 2. 9. 17 付)の内容を受け、加古川市場存続協議会加入事業者に対し、明渡猶予期間設定及び市場跡地施設等を普通財産として一時使用目的で貸付を検討することと、その貸付の条件を示した。
- 【貸付の条件】
- ・個別使用(専用)施設部分について一時使用目的の普通財産貸付料を支払うこと
  - ・本市場跡共用負担部分の一時使用目的の普通財産貸付料は、施設を使用する場内事業者で設立する組合等(以下「場内事業者組合等」という。)が支払うこと
  - ・本市場跡の維持管理は、場内事業者組合等が行い、秩序を保つこと
  - ・令和6年4月以降重ねて明渡猶予を求めず、同年3月末日限り本市場跡敷地及び施設から退去すること
- R 2. 12. 22 加古川市場存続協議会加入全事業者から市場跡施設等の貸付の条件に同意する書面が提出された。
- R 3. 1. 13 加古川市場存続協議会非加入事業者から市場跡施設等の貸付の条件に対する同意の確認及び同意書の提出が完了した。
- R 3. 1. 26 同協議会の嘆願内容(R 2. 9. 17 付)に対し、市場廃止(R 4. 3. 31 閉場)の決定は変更しないものの、最長2年間の明渡猶予期間を設定し、普通財産の一時使用目的で貸付を行うことを新たに方針として決定した。
- ～現在 令和4年3月31日までに移転を予定している事業者に対しては、移転先物件や資金面の相談に対応している。
- また、令和4年度以降も本市場施設を利用予定の事業者に対しては、事業者で設立する組合の相談に対応している。

### 2 今後のスケジュール

- R 3. 9 月 市議会に本市場業務条例廃止議案を上程
- R 3. 10 月～ 場内事業者退去開始  
県に本市場の廃止届を提出
- R 4. 4. 1 本市場の廃止  
明渡猶予期間の普通財産貸付開始
- R 6. 3. 31 普通財産施設等使用者の退去完了